

令和4年6月22日
総合政策局バリアフリー政策課

心のバリアフリーに関するガイドラインを作成しました！

～バリアフリー教室やまち歩き点検等を実施するためのポイントをまとめました～

バリアフリー基本構想に基づいて心のバリアフリーの取組として実施される教育啓発特定事業について、市町村の継続的・計画的かつ円滑な取組を支援するため、基本的な考え方や事業計画作成のポイントや具体的な事業を行う際のポイントや事例等を示した『教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン』を作成しました。

「心のバリアフリー[※]」に関する取組を実施することにより、バリアフリーに関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備することが重要であり、令和2年の改正バリアフリー法においても、継続的かつ計画的に「心のバリアフリー」に取組を実施するため「教育啓発特定事業[※]」が法律上位置付けられたところです。

こうしたことを踏まえて、今般、国土交通省において、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル[※]」の考え方を反映しつつ、バリアフリー教室やまち歩き点検など、「心のバリアフリー」に関する取組を実施するためのポイントや留意事項等について、ガイドラインとして取りまとめましたので、公表いたします。

これまで、地方公共団体等においてさまざまな取組が行われてきましたが、今後、本ガイドラインに基づいて、地方公共団体や施設設置管理者等、多様な主体において、さまざまな関係者と連携しながら「心のバリアフリー」の取組が実施されることを期待しています。

※別紙2参照

■別紙1：教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインの概要

○ガイドライン本編

実施計画の策定、具体的な取組内容や実施方法等の検討する際のポイント、及び「心のバリアフリー」「障害の社会モデル」の適切な理解のポイント等を紹介。

○実施マニュアル

特定事業として実施が想定される代表的な4つの取組について、「心のバリアフリー」の考え方を反映できるよう、障害当事者等の参画による体験や交流を推進や各取組のポイントや実施事例等を紹介。

○学校連携教育事業の視点からも取組事例等を掲載。

■別紙2：(参考) 障害の社会モデル/心のバリアフリー、教育啓発特定事業について

■教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインの公表ページ

国土交通省の以下のページにて公表しています。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000283.html

<問い合わせ先>

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課 西村 小板橋
TEL：03-5253-8111（内線 24-215、25-506）
FAX：03-5253-1552